

尙々其方(篠原一孝)出羽兩人のふを御つけ可有候。  
 書狀ひけん申候。御それいの事もおのゝ次第にて候。  
(山崎種善坊宗俊)  
 又しゆぜん坊はて申候付て、其請取の道具の事承候。其  
 方出羽兩人の封、いづれの所ニも御つけ候べく候。大事之  
 城さへ兩人にまかせ候之間、何事もく兩人のたのみ申  
 候と。

(前田) 肥 前

利 長 在判

(慶長四年)  
 四月三日  
(高島定吉)  
 石 州 殿

人々御中

(この時前田利長は大坂に在り。)

五月十一日。前田利長等豊臣氏の諸大老、禁制  
 違犯者の處分に關して契約す。

【毛利家文書】

二二八二

御禁制條々

- 一、ばくち諸勝負之事。
- 一、鉄炮をはなし候事。

一、かほをつゝみ路次を通り候ものゝ事。

一、道路におゐてかまつかひ之事。  
(鏑)

一、道路辻におゐてすまふ取事。  
(相違)

右從先年御法度之条敷之内ニ候之處、此ヶ條猥輩在之  
 付而、今度被相改、彌御停止之旨存知仕候。自身之儀者  
 不及申、家來之者共下々に至る迄、御法度之旨念を入可  
 申付候。若相背族於在之は、則其者可有御成敗候。其  
 時少も存分申まじく候。仍爲後日狀如件。

慶長四年五月十一日

(前田) 利 長

(毛利) 輝 元

(景) 景 勝

(秀) 秀 家

(德) 德 川 康

(前田玄以) 德 善 院

(長政) 淺野彈正少弼殿

(長盛) 增田右衛門尉殿

(正家) 長束大藏大輔殿

七月。前大德寺住持先甫宗賢、前田利家の畫像  
 贊を作る。

【蓮江寺藏前田利家畫像讚】

二二八三

鳳至郡 威風凜々手中扇。子葉仰之冠日東。描出丹青筆頭力。分  
 明紙上主入公。咄々々。

高德院殿贈從一位前亞相桃雲見公大居士。其息夫人模寫  
 肖像。需贊語。書以塞厥請而已。

慶長四 亥 夷則下澣

前大德先甫聖宗賢書

(印文先甫) 朱印 (印文宗賢) 朱印

八月七日。前田利長等豊臣氏の諸大老、社寺及  
 び諸士に領知を宛行ふ。

【毛利家文書】

二二八四

御幸之宮爲社領、小栗栖村之内三百石之事寄附訖。全可  
 有社領之狀如件。

慶長四 八月七日

(前田) 利 長

(毛利) 輝 元

(山城御香宮) 御幸宮 社人中

【毛利家文書】

二二八五

山城國內里村之内五百石事、爲御寺領被寄附訖。本知五  
 百石、都合千石全可有寺納狀如件。

慶長四年 八月七日

(上杉) 景 勝  
(宇喜多) 秀 家  
(德川) 德 川 康

豐 光 寺

【毛利家文書】

二二八六

就今度盜人還忠、尾州中嶋郡三宅村五百八十五石八斗二